



8 危険物等について

1. 危険物の持込にあたって

- 会場内で、下記禁止行為にあたる裸火の使用及び危険物品の持ち込みは禁止します。また量の多少にかかわらず、無届けで会場内に危険物を持ち込むことはできません。出展品の展示・実演などのため、やむを得ないものに限り、所轄消防署及び事務局承認のもとに使用することができます。下記行為に該当する出展者は、《提出書類2》「ブース内レイアウト届出書」及び《提出書類6》「危険物品等持込許可申請書」に仕様、数量、配置等を明記し、カタログ・パンフレット等、内容が確認できる資料を添えて事務局代行へご提出ください。
尚、所轄消防署、ナゴヤドームへの申請は事務局代行より行います。
- 申請書提出後においても、消防署、ナゴヤドームの許可が受けられない場合は、持ち込みをご遠慮いただくことがあります。尚、当名古屋市と他地域では消防条例に差異がございますので十分ご注意ください。

《提出書類2》「ブース内レイアウト届出書」及び《提出書類6》「危険物品等持込許可申請書」にて申請してください。

2. 禁止行為

- 危険物品の持ち込み
危険物品とは通常携帯する少量のもの（マッチ、ライター等）は除き、危険物、準危険物、可燃性ガス、火薬類等をいいます。
すべての油類および高圧ガスその他の危険物品を、会場内に持ち込むことは原則として禁止されています。但し、展示・実演等にあたり必要不可欠な油類（作動油等）および高圧ガスで機械・装置内に密閉されているものは、**事務局及びナゴヤドームで調整し、所轄消防署に申請、承認を得た後、持ち込むことができます。**
しかし、厳しい規定がありますので必要最小限にしてください。

【危険物の例】

- ・石油液化ガス（LPガス）、可燃性ガス、高圧ガス
- ・危険物（ガソリン、灯油、食用油、アルコール、重油など）
- ・危険物品（準危険物、火薬類、マッチ、ローソクなど）
- ・電気コンロ、カートリッジ式コンロ、ボンベ
- ・機械類などに内蔵されている潤滑油など
- ・悪臭、多量の煙を発生する機器および装置

□ 裸火の使用

裸火とは気体、液体、固体燃料を使用する火気器具などで、炎、火花を発生させるもの、または、発熱部を外部に露出するもの（但し、燃焼部が焼室・風道に内在又は庫内に面しているトースター、ヘアードライヤー、オーブン等で、公的機関の検査を受けたものを除く）及び電気機器であっても、外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合、着火する恐れのあるものも裸火に含まれます。

3. 防炎処理済材料の使用

- 展示・装飾物には防炎処理済みの材料を使用し、防炎番号を確認できるところに表示してください。**出展者で特別装飾される場合は防炎番号、配置等を《提出書類2》「ブース内レイアウト届出書」に記入してください。**
※消防法により、展示場内のカーテン類、じゅうたん（カーペット）類、展示用合板には防炎処理したものを使用してください。
△カーテン類…カーテン、幕類、装飾用カーテン、商品等の展示用として使用するテーブルクロス等
△展示用合板…展示用パネル、掲示板、バックボード、仕切用パネル、展示台等。
△その他…社名切り抜き文字等に使用されている発泡スチロール等の石油製品、ホンコンフラワー、ウレタンまたは燃えやすい科学繊維で防火液が浸透しないものは持ち込みできません。
- 出展者で特別装飾をされる場合は、防炎表示ラベルのついているものを使用してください。

4. 危険物の持込についての承認条件

- 燃料タンク等に危険物が内蔵された機械、又は車両を展示する場合は、事務局及びナゴヤドームの承認が必要となりますので申請してください。

- 位置(設置場所)

- ・避難口、階段及び火気使用場所から水平距離6メートル以上離れていること。但し、防火上有効な遮蔽のあるものはこの限りではありません。

- 安全措置

- ・危険物品を持ち込むブースごとに、消火器を1本以上用意してください。

5. 裸火の使用についての承認条件

- 設置条件

- ・使用する火気器具はその特性、性能などが明確で、かつ安全性が確認されていることとします。
 - ・使用する火気器具の最大消費熱量は、300,000キロカロリー毎時未満(温風暖房機、ボイラー及び給湯湯沸設備にあたっては、150,000キロカロリー毎時未満)とし、これを越えるものにあっては別途事務局代行との協議が必要となります。

※消費熱量は、水平距離5メートル以内の各器具、設備の合計とする。

- ・電気を熱源とする器具は次によること。
 - △使用電圧が300V以下で、定格消費電力が10kw以下のもの。
 - △電気用品取締法に定める型式許可を受け、その旨表示されているもの。

- 位置(設置場所)

- ・周囲の可燃物から火災予防上安全な距離が確保されていることとします。
 - ・避難口、階段などの避難施設、及び危険物品等の可燃物から水平距離6メートル以上離れていることとします。但し、防火上有効な遮蔽のあるものはこの限りではありません。

- 安全措置

- ・防火責任者により監視及び使用後の点検など適切な措置をしてください。

6. その他

- 法令に基づいて、会場内に配置した消火器及びその操作に必要なスペース等をふさいだり、隠したり、移動したりすることは禁止されています。

- 本展示場は、消防法令により防火責任者を選任します。火災予防上ため出展者は指示に従ってください。

- 展示準備期間中または開催期間中に所轄消防署の査察検査があります。不適当とみなされた場合、変更や中止を指示されることがあります。

- 展示場内は原則的に禁煙ですのでご協力ください。会期中はもちろん、装飾、搬入出作業者も出展者から徹底してください。